

報告第9号

令和3年度大阪市一般会計補正予算（第3回）急施専決処分報告について

令和3年度大阪市一般会計補正予算（第3回）について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和3年4月28日別紙予算書のとおり子育て世帯生活支援特別給付金の支給に係るこども青少年費及び新型コロナウイルス感染症対策設備整備促進事業に係る経済戦略費を追加するため、市長において専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求める。

令和3年5月14日

大阪市長 松井一郎



令和 3 年度

大阪市一般会計補正予算書

(第 3 回)



(第3回)

## 令和3年度大阪市一般会計補正予算

令和3年度大阪市一般会計の補正予算（第3回）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,913,223千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,850,758,704千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年4月28日専決

大阪市長 松井一郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
17 国 庫 支 出 金		千円 487,420,264	千円 2,303,601	千円 489,723,865
	2 国 庫 補 助 金	74,513,206	2,303,601	76,816,807
22 繰 入 金		39,412,878	4,609,622	44,022,500
	3 蓄 積 基 金 繰 入 金	34,493,495	4,609,622	39,103,117
歳 入 合 計		1,843,845,481	6,913,223	1,850,758,704

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 こども青少年費		千円 225,882,342	千円 2,303,601	千円 228,185,943
	2 児 童 育 成 費	202,682,567	2,303,601	204,986,168
7 経 済 戦 略 費		61,812,505	4,609,622	66,422,127
	5 産 業 経 済 費	27,691,972	4,609,622	32,301,594
歳 出 合 計		1,843,845,481	6,913,223	1,850,758,704





令和3年度

大阪市一般会計補正予算  
に関する説明書

(第3回)



歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 歳 入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節 及 び 説 明	
				区 分	金 額
17 国 庫 支 出 金	千円 487,420,264	千円 2,303,601	千円 489,723,865		千円
2 国 庫 補 助 金	74,513,206	2,303,601	76,816,807		
4 こども青少年 費国庫補助金	10,380,058	2,303,601	12,683,659	8 子育て世帯 生活支援特別 給付金支給 事業費補助金	2,303,601
22 繰 入 金	39,412,878	4,609,622	44,022,500		
3 蓄積基金繰入金	34,493,495	4,609,622	39,103,117		
25 財政調整基金 繰 入 金	30,525,859	4,609,622	35,135,481	1 財政調整基金 繰 入 金	4,609,622
歳 入 合 計	1,843,845,481	6,913,223	1,850,758,704		

2. 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節 及 び 説 明	
				区 分	金 額
5こども青少年費	千円 225,882,342	千円 2,303,601	千円 228,185,943		千円
2児 童 育 成 費	202,682,567	2,303,601	204,986,168		
7子 育 て 世 帯 生 活 支 援 特 別 給 付 金 支 給 事 業 費	0	2,303,601	2,303,601	1報 酬	701
				其 他 委 員 等 報 酬	701
				2給 料	7,864
				給 料	7,864
				3職 員 手 当 等	11,779
				扶 養 手 当	75
				地 域 手 当	1,270
				超 過 勤 務 手 当	7,156
				通 勤 手 当	401
				退 職 手 当	658
				住 居 手 当	178
				期 末 勤 勉 手 当	2,041
				4共 済 費	2,793
				共 済 組 合 負 担 金	2,793
				8旅 費	70
				費 用 弁 償	49
				普 通 旅 費	21
				10需 用 費	3,401
				消 耗 品 費	2,001

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節 及 び 説 明	
				区 分	金 額
	千円	千円	千円		千円
				光 熱 水 費	1,400
				11 役 務 費	16,011
				通 信 運 搬 費	12,733
				手 数 料	3,278
				12 委 託 料	7,980
				13 使 用 料 及 賃 借 料	2,002
				使 用 料	2,002
				17 備 品 購 入 費	1,000
				庁 用 器 具 費	1,000
				18 負 担 金、補 助 及 交 付 金	2,250,000
				交 付 金	2,250,000

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節 及 び 説 明	
				区 分	金 額
7 経 済 戦 略 費	千円 61,812,505	千円 4,609,622	千円 66,422,127		千円
5 産 業 経 済 費	27,691,972	4,609,622	32,301,594		
1 産 業 振 興 費	24,266,360	4,609,622	28,875,982	18 負担金、補助 及 交 付 金	4,609,622
				分 担 金	4,609,622
歳 出 合 計	1,843,845,481	6,913,223	1,850,758,704		



### 3. 歳出歳入総括表

人件費及び物件費を事項別に分別して財源表を作成すると次のとおりであります。

歳出事項別	歳 出 金		
	人 件 費	物 件 費	公 債 費
こども青少年費	22,436 <sup>千円</sup>	2,281,165 <sup>千円</sup>	0 <sup>千円</sup>
児童育成費	22,436	2,281,165	0
経済戦略費	0	4,609,622	0
産業経済費	0	4,609,622	0
合 計	22,436	6,890,787	0

(注) 税等内訳：財政調整基金繰入金 4,609,622千円



額	財 源 内 訳			
	特 定 財 源	税 等		
計	国 府 支 出 金	市 債	そ の 他	
千円 2,303,601	千円 2,303,601	千円 0	千円 0	千円 0
2,303,601	2,303,601	0	0	0
4,609,622	0	0	0	4,609,622
4,609,622	0	0	0	4,609,622
6,913,223	2,303,601	0	0	4,609,622

# 補 正 予 算 給

## 一 般 職

### (1) 総 括

区 分	職 員 数	給 与		
		報 酬	給 料	職 員 手 当
補 正 後	(5,857) 35,025	13,049,456	129,982,837	126,706,600
補 正 前	(5,854) 35,021	13,048,755	129,974,973	126,694,821
比 較	(3) 4	701	7,864	11,779

(注) ( )内は、短時間勤務職員数で外数である。

職員手当 の内訳	区 分	扶 養 手 当	地 域 手 当	宿 日 直 手 当	管 理 職 手 当	超 過 勤 務 手 当
	補 正 後	3,678,609	21,632,170	30,737	1,845,356	7,193,207
	補 正 前	3,678,534	21,630,900	30,737	1,845,356	7,186,051
	比 較	75	1,270	0	0	7,156

職員手当 の内訳	区 分	住 居 手 当	義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	期 末 勤 勉 手 当	夜 間 勤 務 手 当
	補 正 後	2,949,215	782,388	43,735	60,614,995	270,861
	補 正 前	2,949,037	782,388	43,735	60,612,954	270,861
	比 較	178	0	0	2,041	0

# 与 費 明 細 書

費 計	共 濟 費	災 害 補 償 費	恩 給 及 退 職 年 金	合 計
千円 269,738,893	千円 49,629,997	千円 13,109	千円 69,575	千円 319,451,574
269,718,549	49,627,204	13,109	69,575	319,428,437
20,344	2,793	0	0	23,137

通 勤 手 当	産 業 教 育 手 当	定 時 制 教 育 手 当	初 任 給 調 整 手 当	特 殊 勤 務 手 当	退 職 手 当
千円 4,746,047	千円 62,040	千円 45,423	千円 126,085	千円 1,132,523	千円 21,526,643
4,745,646	62,040	45,423	126,085	1,132,523	21,525,985
401	0	0	0	0	658

単 身 赴 任 手 当	特 定 任 期 付 職 員 業 績 手 当
千円 25,620	千円 946
25,620	946
0	0

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数	給 与		
		報 酬	給 料	職 員 手 当
補 正 後	人 (594) 35,025	千円 0	千円 129,690,450	千円 125,040,595
補 正 前	(594) 35,021	0	129,682,586	125,028,816
比 較	(0) 4	0	7,864	11,779

(注) ( )内は、短時間勤務職員数で外数である。

職員手当 の内訳	区 分	扶 養 手 当	地 域 手 当	宿 日 直 手 当	管 理 職 手 当	超 過 勤 務 手 当
	補 正 後	千円 3,678,609	千円 21,585,418	千円 30,737	千円 1,845,356	千円 7,192,150
	補 正 前	3,678,534	21,584,148	30,737	1,845,356	7,184,994
	比 較	75	1,270	0	0	7,156

職員手当 の内訳	区 分	住 居 手 当	義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	期 末 勤 勉 手 当	夜 間 勤 務 手 当
	補 正 後	千円 2,949,215	千円 782,388	千円 43,735	千円 59,025,480	千円 269,666
	補 正 前	2,949,037	782,388	43,735	59,023,439	269,666
	比 較	178	0	0	2,041	0

費 計	共 濟 費	災 害 補 償 費	恩 給 及 退 職 年 金	合 計
千円 254,731,045	千円 49,577,234	千円 13,109	千円 69,575	千円 304,390,963
254,711,402	49,574,441	13,109	69,575	304,368,527
19,643	2,793	0	0	22,436

通 勤 手 当	産 業 教 育 手 当	定 時 制 教 育 手 当	初 任 給 調 整 手 当	特 殊 勤 務 手 当	退 職 手 当
千円 4,718,561	千円 62,040	千円 45,423	千円 126,085	千円 1,132,523	千円 21,526,643
4,718,160	62,040	45,423	126,085	1,132,523	21,525,985
401	0	0	0	0	658

単 身 赴 任 手 当	特 定 任 期 付 職 員 業 績 手 当
千円 25,620	千円 946
25,620	946
0	0

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数	給 与		
		報 酬	給 料	職 員 手 当
補 正 後	人 (5,263) 0	千円 13,049,456	千円 292,387	千円 1,666,005
補 正 前	(5,260) 0	13,048,755	292,387	1,666,005
比 較	(3) 0	701	0	0
職 員 手 当 の 内 訳				

(注) ( )内は、短時間勤務職員数で外数である。

費 計	共 濟 費	災 害 補 償 費	恩 給 及 退 職 年 金	合 計
千円	千円	千円	千円	千円
15,007,848	52,763	0	0	15,060,611
15,007,147	52,763	0	0	15,059,910
701	0	0	0	701

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳		説 明
給 料	千円 7,864	子育て世帯生活 支援特別給付金 支給事務に係る 増加分	千円 7,864	職員数の増 予算計上人員 (594) 補正後 35,025人 (594) 補正前 35,021人 (0) 増 減 4人
職員手当	11,779	超過勤務手当等 の増加分	11,779	子育て世帯生活支援特別給 付金支給事務

(注) ( )内は、短時間勤務職員数で外数である。



(参考)

地方自治法（抄）

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第252条の20の2第4項の規定による第252条の19第1項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

省 略

前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

省 略